

【委員会記録】

南委員長

ただいまから防災対策特別委員会を開会いたします。(10時33分)

議事に入るに先立ち、委員の派遣について御報告いたします。

西沢副委員長から調査計画書の提出がありました。内容は、11月16日に東京都調布市にあります消防研究センターを訪問し、大災害時の油火災について調査するものであり、内容を確認の上、委員長において派遣決定し、許可いたしましたので御報告いたしておきます。

なお、議長及び委員長あてに調査報告書が提出されておりますことを申し添えておきます。

それでは議事に入ります。本日の議題は当委員会に係る付議事件の調査についてであります。付議事件につきましては、お手元に御配付の議事次第のとおりであります。

まず、理事者において説明または報告すべき事項があれば、これを受けたいと思います。

【説明事項】

- 提出予定案件について(資料①)

【報告事項】

- 「防災・減災対策に係る総点検」の結果について(資料②)
- 第1回徳島県震災対策推進条例(仮称)策定検討委員会の開催について(資料③)
- 平成23年度国の第三次補正予算の内示について
- 本県の高速交通ネットワークの整備状況について(資料④)
- 中央病院改築事業の進捗状況について

中張危機管理部長

この際、2点御報告いたします。

1点目は、防災・減災対策に係る総点検の結果についてでございます。

お手元の資料、その1をごらんください。

この総点検につきましては、東日本大震災における防災拠点施設、避難所等の被災状況を受け、本県における施設の耐震性、ライフライン確保等の現況について把握するとともに、課題に対する対応等の検討を行い、また、想定以上の津波が襲来するという事象が発生した場合の対応策についても検討し、被害想定の見直しの際において迅速な作業が行えるよう準備しておくため実施したところであります。

右上の囲みをごらんください。

点検の概要につきましては、県と市町村が管理する防災拠点、避難所、学校等施設における津波浸水、耐震性能の有無、非常用電源の整備、食料等の備蓄、学校等施設における避難計画の策定状況、国県道の津波浸水想定、海岸、河川堤防の津波対策の実施等の公共土木施設等を対象として実施したところであります。

左下をごらんください。

この結果につきましては、防災拠点等の 1,722 施設のうち、204 施設、約 12%が津波浸水区域内に立地し、1,387 施設、約 81%が非常用電源未整備、1,575 施設、約 91%が食糧備蓄未整備でありました。

裏面の左上をごらんください。

学校等避難計画につきましては、438 施設のうち、97 施設、約 22%が避難マニュアル未策定、243 施設、約 55%が津波の避難解除基準未設定でありました。

さらに、公共土木施設につきましては海岸施設 155 キロメートルのうち、112 キロメートル、約 72%で津波対策が必要。津波浸水区域内の国県道 90 キロメートルのうち、22 キロメートル、約 24%が緊急輸送路であることが確認されたところであります。

これを受けて、整備が必要な点につきましては速やかに対応に着手し、例えば、整備がおこなわれているとの結果が出た避難所マニュアルについては、指針をホームページにアップするなど具体的な対応をしているところであります。

また、市町村担当者会議で点検結果を周知するとともに、全市町村に足を運び、重ねて首長を初めとする市町村防災責任者と意見交換を行ってきたところであります。

今後とも、点検結果から明らかとなった課題の解決に向けて、できるものから速やかに、取り組みを加速してまいりたいと考えております。

2点目は、第1回徳島県震災対策推進条例(仮称)策定検討委員会の開催についてでございます。

お手元の資料、その2をごらんください。

開催趣旨にございますように、東海、東南海、南海の三連動地震や、中央構造線活断層等を震源とした直下型地震など、大規模災害に備えるため、県民が一丸となって災害に強い徳島づくりを実現することを目的とした徳島県震災対策推進条例(仮称)を検討するため、有識者からなる徳島県震災対策推進条例(仮称)策定検討委員会を設置し、11月16日には、第1回委員会を開催いたしました。

委員会におきましては、三連動地震に対し、根本的に対策を考え直す必要がある。土地利用規制の考え方は他県に例のない考え方だが、どこまで条例に盛り込むかは県民の財産に影響があるのではないか。高齢者が多い中で、みずから避難することや、避難を支援することをいかに実施していくのか。条例名称は、親しみやすく、わかりやすいものがないといった活発な意見を各委員からいただいたところであります。

裏面をごらんください。

当委員会の委員は、地域や福祉、産業などの各分野に加え、土地利用関係を含む 16 名の委員で構成されております。委員のうち3名については、公募委員を選定しております。

また、アドバイザーとして、国の社会資本整備審議会の委員であり、津波防災地域づくり法案についてアドバイスをを行った、学習院大学の櫻井教授を迎えております。

なお、今後は年度内に2回程度開催を予定しており、2月議会には当防災対策特別委員会におきまして、素案をお示しできるよう検討を進めてまいりたいと考えております。

以上、御報告申し上げます。よろしく御審議のほどお願いいたします。

海野政策監補

県土整備部関係の提出予定案件につきまして御説明を申し上げます。

今回提出を予定しております案件は、その他の議案等といたしまして、変更請負契約についてでございます。

お手元の委員会説明資料の1ページでございます。

まず、徳島環状線道路改築工事宮島江湖川橋上部工に係る変更請負契約でございます。

この工事につきましては、鋼材類の単価差による請負代金額変動分が1%以上下回ったため、徳島県公共工事標準請負契約約款第25条第5項が適用されることにより、542万8,500円の減額変更をお願いするものでございます。

続いて2ページの一般国道195号緊急地方道路整備工事折宇トンネルでございますが、崩落を防止するための補助工事が、地山が安定していたため当初の見込みほど必要なくなったことなどによりまして、3,308万3,400円の減額変更をお願いするものでございます。

以上が今回提出を予定しております県土整備部関係の案件でございます。

続きまして、2点御報告させていただきます。

第1点目は資料はお配りしていませんが、平成23年度国の第三次補正予算の内示についてでございます。

昨日の国の第三次補正予算の成立により、公共事業関係予算の内示がございました。

国土交通省関係で本県分でございますが、170億6,900万円、農林水産省関係で10億2,900万円、総額180億9,800万円の内示額でございました。

現在、国からの情報収集に努めているところでございまして、できるだけ早期に提案できるよう努めてまいります。

第2点目はお手元の資料、その3でございますが、本県の高速交通ネットワークの整備状況についてでございます。

四国横断自動車道と県南を結ぶ地域高規格道路、阿南安芸自動車道のうち、福井道路について、先般、国土交通省から平成24年度予算要求に係る新規事業採択時評価手続に着手するとの発表がなされまして、11月16日に開催された同省の社会資本整備審議会道路分科会事業評価部会において事業着手が妥当とされたところでございます。

福井道路は、今年度事業採択された桑野道路と7月に開通した日和佐道路をつなぐ地域高規格道路でございまして、徳島市から美波町までの高速道路の空白地帯を解消し、救急救命や東海、東南海、南海地震の三連動を初めとする災害発生時の命の道として、また、農林水産や観光振興など県南地域の活性化になくはならない道路であることから、早期整備を要望してきたところであります。

今後、国の新年度予算編成に向け、福井道路が平成24年度の新規事業として認められるよう、引き続き国に強く働きかけてまいりたいと考えております。

以上でございます。御審議のほどよろしく申し上げます。

三宅病院局長

それでは病院局より1点御報告させていただきます。

資料はお配りしていませんが、中央病院改築事業の進捗状況についてであります。

中央病院改築事業につきましては、去る平成21年9月13日の起工式以降、平成24年3月23日までの

工期内での竣工を図るべく、業者間での工程調整等を行いながら、円滑な工事の施工に努めてきたところでもあります。

現在、工事の終盤を迎えているところでありますが、本館そのものの建築工事や設備機器の設置につきましては、おおむね工期内で完了するものと見込んでおります。

しかしながら、東日本大震災の影響によりガラスウールや幹線用電気ケーブル等の資材の入手に期間を要したこと、外構工事において、狭隘な現場で工事が交錯し、同時並行して工事が実施できない箇所が生じることなどから、一部の工事については工期内に完了することが難しい状況が生じております。

県民の皆様からは、新病院の早期の開院が強く望まれているところであり、病院局といたしましては、一日も早い工事の完成を目指しておりますが、このような事情から、すべての事業の竣工、引き渡しを完了するまでには、3カ月程度の工期の延伸が必要になると考えております。

竣工時期がおくれる見込みとなったことにつきましては、まことに申しわけございませんが、御理解を賜りますようお願い申し上げます。報告は以上でございます。

南委員長

以上で説明及び報告は終わりました。これより質疑に入りますが、事前委員会における質疑は、提出予定議案に関連する質疑及び緊急を要する案件に限定するとの申し合わせがなされておりますので、御協力をお願いいたします。

それでは質疑をどうぞ。

川端委員

それではまず最初に私のほうから、先ほど説明いただきました防災・減災対策に係る総点検の結果について質問します。

こういうふうな総点検をするということで、私は当初、大変期待をしておりました。このたびの東日本のようなこれまでの想定を超えたものが来るということになりますと、今の県の考え方にある減災対策というのは非常に重要な視点であると考えております。減災というのは防ぎ切れないというときに、助かる命をしっかりと助けるんだということで、逃げるということに重点を置いた考えでないかと思いますが、逃げるための初動につながる情報の伝達というのが、まずは非常に重要なことではないかと思っています。そこで、地域の皆さん方から消防分団にある警報装置ですね、警報が発令されましたというように大きなスピーカーで言葉を音声に乗せて伝えております。その防災無線といいますか、ああいう警報の仕組みが地域によっては山が邪魔になって聞こえないとか、風向きによっては聞こえないことが多いとか、また、最近の住宅は大変密閉度が高いということで、家の中にいたら何を言っているのかさっぱりわからんとか、こういう相談をよく受けるわけです。

そこで県下的にこの警報装置の施設の配置状況を市町村ごとにもう一度よく分析をしてもらって、そしてそういうふうな情報を県の計画の中で、県下全域で取りまとめていったらどうかと、これまで申し上げてまいりました。そのときの答えには、近々、総点検をするということで、このような警報のあり方についても議論され

たと思っていたんですが、きょうのこの報告を見ておりますと、警報施設については何ら記載がありません。私の思っているところは、このたびの総点検ではどのようになったのか。この点についてお尋ねいたします。

近藤危機管理政策課長

津波等における情報伝達のあり方についての御質問でございますけど、実はこの総点検とは別に、去る11月2日、県と沿岸市町村の防災担当者との意見交換の場を設けまして、先般、委員から御意見のあったサイレン、音声の統一について協議を行ったところでございます。現在、これにつきまして各市町村において技術的な実現可能性や、システム改修に必要な経費を含めた検討を実際に行っているところでございます。11月末までに沿岸市町村から回答が来る予定でございます。その後、各市町村とも技術的な問題でありますとか、経費の問題等につきまして、具体的な検討、協議を行い、できれば年内にも一定の方向性を取りまとめることといたしております。

この総点検とは別に、情報伝達につきましては動かさせていただいておるところです。

川端委員

なぜ、この総点検の中でそういう重要な点について点検をしなかったかと思うんですが、その点についてはどうでしょうか。

近藤危機管理政策課長

この状況につきまして、各市町村から現状をお伺いし、課題等を抽出し、それぞれの取り組み、例えば、これからの防災行政無線につきまして再整備を行うということもございまして、さまざまな取り組みをさせていただいているところでございます。この進捗状況についても、我々としては今後、市町村とも連携をとりながら、速やかな情報伝達ができるよう協力していきたいと考えております。

川端委員

消防分団の前のやぐらの上にある放送機器はいろんな呼び名がありまして、防災無線と言ったり、行政無線と言ったり、同報無線と言ったり、大体この呼び方がまちまちなんで、いつも混乱するんですが、あの警報のシステムについて正式には何と呼んだらいいんですか。やっぱり言葉を統一しておかないと、言ってることがちぐはぐになったりするんで、根本的な問題だと思いますけど、あのシステムの呼び名は何と呼んだらいいんですか。

近藤危機管理政策課長

鳴門市でございますとか小松島では、防災行政無線ではなく消防の無線を使っているというところでございます。これにつきましては、両市とも防災行政無線の整備というところで、今後、検討されると聞いております。

(「そのほかは」と言う者あり)

そのほかは防災行政無線という形で整備がされているところもございまして。それで阿南市につきましては、今後、防災行政無線の部分につきまして再整備をすると聞いております。

川端委員

いろいろな呼び名があるんですが、防災行政無線というふうなことで統一していくということによろしいですか。どうも自治体ごとに、こういうものに対する考え方がまちまちであると。サイレンの鳴らし方についても、ピッピッピッと鳴らしたり、ウーと鳴らしたり、いろんなパターンがあるようですね。広範囲に起こる危機管理のあり方においては、これ自体、統一していくべきではないかと思えます。鳴門の方がたまたま突喰に出ておって、その場で災害に遭遇したという場合に、鳴門で常々認識している警報と違うのが聞こえるわけですね。それでは何のこともやらからないうちに被害に遭うということもあると思うんですが、この防災に関するいろんな制度については、まずは統一していくということも必要なんではないかと思えます。

その中に、私がいつも申し上げている、初動につながる一番最初の情報伝達の手法については県下で統一するだけでなく、国に全国一律でやってもらうように県から要望してはどうかと思っているところです。先日も、これは11月15日に我が会派のほうで、地震対策というような課題で勉強に行っていました。内閣府の防災担当の越智参事官に直接話を伺って、大変参考になりました。このときにも、こういった最初の初動につながる警報のあり方、全国一律にしてほしいというふうなことも要望して帰ってきたわけなんですけど、市町村ごとに呼び名も違う、発信の仕方も違うというようなことで、本当に危機管理になるのかという思いがあります。この件についてどう思いますか。

近藤危機管理政策課長

委員の御意見も受けまして、今現在、津波警報等における情報伝達のあり方について去る11月2日、沿岸市町村の担当者との意見交換の場を設けさせていただきまして、サイレンの音声の統一について協議を行ったところでございます。各市町村から11月末までにこの回答があるというところでございますので、その後、市町村とも協議をいたしまして、具体的な検討を行っていきたく思っております。できる限り、我々としてはそういう形でのお願いをしていくということで考えております。

川端委員

いつもこの話になると、答弁の歯切れが悪くて、何を言ってるのかわからんのですが、沿岸市町村を集めて協議をしたところ、市町村の皆さんはまちまちに主張してまとまらないんですか。それとも集約してこういうような動きにあるんですか。

近藤危機管理政策課長

我々としては統一という方向でお願いしているところでございます。

しかしながら、各市町村とも、これまでの対応がまちまちであったということについては事実でございます。例えば、揺れたら逃げる、サイレンの音も確認せずに逃げるという市町村もあります。総論についてはある程度賛成でございますけど、例えば経費の面等で検討を要するということでございますので、我々としては統一に向けて、各市町村の協力を仰ぎながら、前向きに協議させていただきたいと考えております。

川端委員

今の現状は少しわかったような気がします。始まったばかりですから、私は県下一律、できれば全国一律の方法で警報が発信されて、ただごとではないと感じたら、次は皆さんがそれぞれメールを見るなり、テレビを見るなり、いろんな手法で情報を入手するというのが、国民の合意になっていくようにしなければいけないかなと思っています。

このたびは沿岸市町村だけ集めたということですが、確かに津波の来る沿岸部の喫緊の課題ではありますが、こういう問題は何も沿岸に限ったことではないんですね。ですからこのたびの条例にもあるように、南海地震にも対応する、それから直下型の活断層の地震にも対応するという方向で、徳島県は取り組んでいるわけですから、沿岸だけでなく、すべての市町村に同じように意識が高まるようにすべきだと思いますがいかがですか。

近藤危機管理政策課長

この前に各市町村を集めまして、情報伝達について県の方向性などもお話しさせていただいたところでございます。その後、各論という形で沿岸市町村の方に残っていただいて、この会議を開催させていただきました。同日、11月2日に全市町村にお越しいただいて、会議をさせていただいたところです。

川端委員

そもそもきょうの私の質問は、この中にそういった初動につながる警報の施設のあり方が載ってないじゃないかということから始まったわけですが、どうなんですか。この総点検という大きなくくりの中に、これは入っていないんですが、別途そういうふうには議論はしたようですけど、この中に入れる必要もあると思うんですがどうですか。

近藤危機管理政策課長

我々としては委員の御意見もいただきながら、いち早く、情報伝達の方法につきまして各市町村の状況を把握するとともに、それぞれの課題に対しまして、関係市町村にお集まりいただき協議をしているところでございますので、御理解をいただけたらと思います。

川端委員

今、庄野委員からあるぞと御指摘をいただきました。確かに今後の対応の中に、防災行政無線という言葉は入っておりますね。この中でしっかり統一に向かって、そしてまた初動につながる、実効性のある計画をつくっていただきたいと思います。

それともう一点、瓦れきの処理について質問いたします。東京都が瓦れきの処理を受け入れたということで、大変迅速な、勇気ある決断をされて、あれこそ国民のあり方だと思っております。その後、東京以外からは受け入れるという都道府県が出てこないことを大変残念に思っております。

環境問題ということで、この委員会の所管は防災ですから、きょうは環境部局の方もここにいらっしやらないようなので、余り深くは質問できないと思うんですけど、まず、委員長、この防災対策特別委員会の中に環

境の方がいないというのは、そのこと自体大きな問題ではないかと思うんですね。というのは、被災後、瓦れきの処理というのは大きな課題です。防災対策というのは、何も防ぐという部分で終わるんじゃなくて、復興をどうするかというのも重要な視点でないかと思うんですね。そういう中で、ここにいないということは、もう一度、我々のほうでも検討すべきでないかと思っておりますので、指摘しておきたいと思えます。

そこで徳島県がいざ東日本のようなことになった場合に、我が県としては、この瓦れきの処理についての計画はどのように進んでおりますか。

楠本南海地震防災課長

徳島県におきまして、現在の東南海、南海の被害想定での瓦れきの発生量というのを想定しておりまして、地域防災計画の中で発災時の処理計画を策定することとしております。それで、徳島県地震防災対策の行動計画で、市町村及び県の処理計画を策定するというので、22年度までに各市町村及び県の処理計画を策定しております。ただし、3.11が起りまして、また見直しが必要ということで、現在、環境部局におきまして市町村でありますとか処理の団体等で、委員会を持ちまして、東日本大震災の教訓を反映させるように検討を進めておりまして、これまでに2回、会議を開いております。

その中で津波による廃棄物ということで、阪神淡路大震災とはまた違った、この前も報道されておりましたが、海水をかぶっておりますので、塩を落とす処理が要りまして、費用も阪神淡路のときの2倍ぐらいかかると。海水による影響という部分も新たな検討ということで、一たん、現行の被害想定に基づきました処理計画を策定しておりましたが、現在は見直しの検討をしているところでございます。

川端委員

見直しをしているというのはよく伝わりますが、瓦れきそのものについては、そもそも例えば、被災市町村以外の被害が少なかった地域が、肩がわりしてやっていくのか、県内だけでできるのか。そういった大きな考え方から教えていただけますか。

楠本南海地震防災課長

現在の被害想定で、瓦れき発生量というのが約800万トン弱ということで、かなり大きな想定をしております。当然、市町村単独では処理できないということで、県内の広域処理、それから関西広域連合の中でも広域防災計画を立てておりまして、その中で広域処理についての計画というのも上がっております。ただし、東日本大震災のような超広域になった場合は、今回のように国のほうが調整を行うというようなことも考えられますので、東日本大震災の広域処理の事例を参考にしながら、環境部局のほうで検討を進めているところです。

川端委員

県内でまずは処理する。それができないところは広域にお願いするということなのか、被災した場合は最初からそういう協力協定ができておって、県内はほかの問題で大変忙しいからそちらはやってもらおうという計画なのか。

楠本南海地震防災課長

現在の被害想定というのは、南海地震をターゲットとしました被害想定と、県西部直下型の地震の被害想定をしております。その中で震災廃棄物の処理計画ということで、両方のパターンを考えておまして、量からいけば県内では難しいので広域処理ということも念頭に置いた検討を行っております。東日本大震災クラスですと、処理場等も被害を受けますので、広域的な体制でないといけないのではないかと思います。ただし、県内でも処理の計画というのもきっちりしておく。それによりましたら、徳島も当然、広域の中で受け入れとかそういったものがありますので、そういった処理計画というのも、県、市町村でしっかりやって、あとは広域的な枠組みとして関西広域連合等で検討していくという流れで考えているところでございます。その辺は環境部局と、私ども危機管理部局が連携しながらやっていく予定でございます。

川端委員

わかりました。今、東日本の瓦れきの処理が国民の大きな課題になっていると思っております。今も聞きましたように、あすは我が身で徳島県が被災した場合は、広域で対応してもらわなければ、どうしようもない状況があるようですね。ですから今回の件も他人事ではないわけですが、徳島県としてはこの東日本に対して、どのように考えておられるのか。東日本大震災の瓦れき処理に対する県の見解をお尋ねしたいと思います。

楠本南海地震防災課長

東日本大震災の災害廃棄物の広域処理に関しましては、国のほうが調整しておまして、まずは環境省のほうで受け入れ可能性調査というのを行いまして、10月4日に環境省の広域処理推進会議というのを開催し、環境省のこれまでの取り組みでありますとか東京都の事例を説明しまして、改めて受け入れの全国調査を行いました。しかしながら、その会議におきましては、環境省のほうからは受け入れ自治体が行う住民説明会に専門家を派遣することや、セシウムの濃度が基準を超えていない瓦れきについては住民の健康被害の心配はないということ伝えるパンフレットをつくる方針が示されたのみで、徳島県として県民だれもが納得できるような、具体的、科学的知見に基づいた安全性の説明というのはなかったという状況で、現在、11月2日に環境省が再調査しました結果では、54の市町村やごみ処理組合が受け入れを検討しているという調査結果を発表しましたが、徳島県としては放射性物質による汚染瓦れきについて、科学的知見に基づいた安全性の確認が国からしっかりと示され、県民の理解が得られない限り、県としては受け入れは難しいということを環境部局からは聞いております。

川端委員

放射能の問題で、なかなか思い切った判断ができないということだと思いますが、放射能にもいろいろなレベルがあるわけです。一步譲って、放射能が心配されるようなものについては今のような見解でいいと思いますが、地域によっては放射能は全く関係ないというようなところもあるわけですね。ですからそういうところについては、積極的にやるという徳島県の積極的な意思表示というのはされているんですか。所管が違うから限界があると思いますが、わかる範囲で。

楠本南海地震防災課長

高度な判断でございますので、環境部局との確認も要りますが、住民の方には非常に不安が広がっているという中で、やはりきっちりと東北からの廃棄物等につきましては、完全に安全であるということが説明できないと、それも国からはっきり示されないと、受け入れについて決定することは難しいというようなことを聞いております。

当然、廃棄物の受け入れについて協力していきたいというスタンスは各県とも持っておりますが、やはり県民の方への安全性に対する説明がきっちりできないと難しいということでお聞きしております。

川端委員

なかなか難しいのはよくわかります。県民に対する説明というのも重要です。しかし、おそれがあるからといって、国からの基準が示されるのを待つのではなく、徳島県としてはこのレベルまでならやるぞと。それは濃度がうんと低くなければ受け入れないというのでもいいと思うんです。危険な水域のものまで受け入れるんじゃなくて、いわゆる安全域のものを、徳島県ではここまでならいけるというのを設定して、被災地に対してできるだけのことをしていくというのが今、求められているのではないかと思います。徳島県が被災した場合は広域で対応してもらおうという考えがあるにもかかわらず、もう一つ歯切れが悪いというのはいかがなものかと思えます。

きょうは事前委員会ですのでこのくらいにしておきます。

達田委員

この資料でお尋ねしたいんですけど、津波浸水区域内に防災拠点、避難所等の施設が12%というふうに結果が出ておりますけど、そもそも津波浸水区域という概念は、東日本大震災を受けてのものではないと思うんですよね。これまで浸水区域と言われていたところではないかと思うんです。ですからこれから想定が見直されて、きちんと示された場合にこれはもっと多くなると考えていいんでしょうか。

楠本南海地震防災課長

今の総点検は現在の被害想定に基づくものでございます。ただし、言い切るのは難しいんですが、三連動とか東日本大震災のような千年に一度レベルを想定すれば、大きくなる可能性が高いと。ただ、地形によれば、必ずとは断言しにくいんですが、想定が大きくなれば浸水区域等が広がる可能性は大きいと考えております。

達田委員

これがもっとふえるであろうと予測できるんです。この中で非常用電源とか食料、飲料水の備蓄が非常におくらしているという結果なんですけど、こういうことに対して計画的に整備していこうということで進めていくと思うんですけど、その段取りですね。具体的にいつから始めるとか、そういうのはあるんでしょうか。

楠本南海地震防災課長

予算を伴うものでございますから、総点検して、各市町村に御説明をしまして、市町村におきましても補正予算でありますとか、徳島市も備蓄に関して4万5,000食からかなり備蓄量をふやすということが新聞で報道されて、あとの市町村におきましても、結果を受けました対応を進めておりまして、まずできるものからやっていくと。県におきましても各管理者でありますとか、そういった検討をもう開始しております。可能なものから検討していくということでございますので、できるものは既にスタートしております。

達田委員

食料とか飲料水、そのほか毛布なんかも必要かと思うんですけど、そういうものを備蓄するとなるとある程度のスペースが要りますよね。そういうスペースの確保ができるかどうか調査されているのでしょうか。

楠本南海地震防災課長

備蓄に関しましては、まとまって備蓄する場合、県では防災拠点に置く。市町村におきましてもまとまって置く。それから各避難所に分散して置くとか、そういった計画になりますので、スペースに関しましては県のほうで6月補正でお願いした備蓄の倉庫でありますとか、一時避難所において毛布とか資機材を置くような倉庫というのを対象にさせていただきましたので、避難公園等で備蓄倉庫を整備するようなことも検討していくことと考えております。

達田委員

さきの委員会でも質問させていただきましたが、学校なんか避難所になるというのが非常に想定されますよね。その場合に空き教室や倉庫がないということも多いし、そもそも避難所になるであろうという考え方に立っていないところもあるかと思うんですよ。この浸水区域外であればね、今、言ってるのはね。ですからそういうところに備蓄をしていく必要があると思うんですけど、やっぱりそのスペースの確保とか、食料とか飲料水そのものを確保して置いておくという、学校より外にあって、とりに行けない場合もあるわけですから、学校なら学校の中にちゃんとそういう設備をするべきだと思うんですけど、そういう方向で整備をしてほしいと思うんですけどいかがでしょうか。

仁木施設整備課長

ただいま達田委員のほうから、避難所の機能の中で備蓄倉庫を屋内にとれるようにということでの御質問かと思えます。

県立高校につきましては現在、6月補正予算でお認めいただきました避難所施設強化・充実事業の中で、いろいろ多面的に検討しておりまして、モデル校としましては海部高校と富岡東高校でございますが、現地の学校とか地域の皆さんとか、海部高校の防災クラブの生徒から意見をちょうだいしまして、いろんな角度からどういうやり方で何をどうすればいいかということを現在、検討しているところでございます。

屋内のスペースでございますけど、空きスペースとか空き教室あるいは倉庫に使えるようなところも、他校でもあると思いますので、そういったところで津波想定の高さ、浸水しないと想定される部分での備蓄という

ことで検討しているところでございます。

それからこれを受けまして、とりあえずこの2校で整備させていただいたり、来年度以降、県立高校で順次進める予定としておりますが、そういったことを市町村の小中学校のほうにもお示しできたらと考えております。

達田委員

高校はもとより市町村の管轄する学校施設にもそういうのが設置できていくように取り組みをお願いするとともに、もう一つは避難所の運営マニュアルでまだ未策定というところが非常に多いということなんですが、特に学校の子供たちの安全は本当に大事なことですよね。ですから地震で揺れたというときに、それから体育館へ集まりなさいと言うのでは迅速な対応ができるのか疑われるんですけど、そのときにいち早く安全な場所に逃げるということの教育そのものにもかかわってくると思うんです。マニュアルとともに教育そのものを進めていく必要があるんです。子供たち自身が実際に行動がとれるように育てていくということが大事だと本会議でも申し上げたんですけど、それと並行してやっていかないと、いざというときできないんじゃないかと思えます。

宮城県のある被災者の方が、普段やっていることはできたけど、やってないことはできませんでしたというようなことをおっしゃってました。ですから本当に普段から教育、そして訓練がとても大事だと思うんですけど、その点はいかがでしょうか。

林体育健康課長

各学校におきましては子供たちが避難するという、その避難のマニュアルにつきましては策定ができております。避難場所でありますとか避難経路の確保がマニュアルの中に示されておりまして、実際に子供たちがどのように行動したらいいかというのは各学校でできているということですが、学校が避難所となったときのマニュアルにつきましてはまだ策定できていないところが多いと認識しております。これにつきましては、やはり市町村との協議をしていかないといけない部分がありますので、今後それにつきましては、避難所となった場合にどのようにするかということも、今回、県のほうの学校防災管理マニュアルを策定しておりますので、その中でお示しできるかと思えます。それを通しまして、また各学校でも中身をマニュアルの中に入れていただくようにしていきたいと考えております。

達田委員

学校での子供たちへの防災教育が本当に大事だということを、このたび思い知らされたわけですが、この中で前回取り上げました鶴住居小学校の話なんかをお伺いしますと、津波浸水マップというのが各市町村で大体出ておりますけど、この想定を信じちゃだめだということを教えたらしいんです。これよりもっと来るかもしれないんだから、その場その場で最悪の事態を考えて、最善の行動がとれるようにということを教えていったということなんですよ。残念ながら浸水マップを信じたために亡くなられたという方もかなりいるとお聞きしております。それでやっぱり子供たちにどうい教育をするかというのは、想定を信じちゃだめだなんていうのは教えていいものか、やっぱり教育現場内でも議論がかなりあったそうなんです。ですからそういう中で

教師の意思統一がきちんとできて、子供の安全が第一に図れるという教育を、防災教育に関しては推し進めていかなければならないんじゃないかと思うんですけど、その点いかがでしょうか。

林体育健康課長

委員がおっしゃいましたように子供たちの命を守るというのが教員の最大の役割でございます。子供たちがマップでありますとかマニュアルにとらわれずに、普段の避難訓練を通して教育していく中で、自分で自分の命を守るという防災教育も徹底していかなければならないと思います。子供たちは学校にだけでなく、校外にいる場合、家庭にいる場合、いろんなケースが考えられますので、そういうときに本当に自分の命が守れるように、教員の研修や避難訓練等々にもしっかり取り組みたいと考えております。

達田委員

ぜひそのようによろしく願いいたします。それで私の住んでいるところも桑野川の近くですし、那賀川の間には挟まれているようなところですので、あの東日本大震災の後、川を津波がさかのぼってきたということで、川沿いの方が今までこんな心配はしたことがなかったけど、本当に大丈夫なんだろうかっていう声が非常に多いわけなんです。しかし、海からちょっと離れてましたら、まさかこんなところまで来ないだろうっていう思いもある。半々なんですよ。自分が今いる場所がどういう高さにあるのか、ここは海拔どれくらいなんだろうかってことに皆さん非常に関心を持っております。ですから津波浸水が想定される区域、あるいは昔、津波に襲われたという区域はちゃんと海拔が表示されたりしているところもあるんですが、川沿いのところで平野部なんかはそういうものがないわけなんですよ。ですから海から大分離れているから大丈夫だろうということであるわけなんですけど、実際、東北の災害に照らし合わせれば十分来ても不思議ではないというようなところにあるわけなんですよ。

それで私は住民の皆さんの防災意識を高めるという意味でも、自分が住んでいるところがどれくらいの高さにあるのか知ること大事なんではないかと思うんです。それで町によっては海拔表示板、そういうものを海辺の町なら、特に県南部だったら津波被害に遭った経験からそういうものが立っているところがあるんですが、その他のところは川沿いであっても立っていないんですね。ですからそういうものを立てて、日ごろから防災意識を高めていく一環としてやるべきじゃないかと思うんですけど、特に避難所になっているところ、それから国道、県道、市道の主な地点とかにそういう海拔表示板を設置していくという計画はないでしょうか。

楠本南海地震防災課長

御指摘がありましたように、日ごろから自分の住んでいる地域がどういった地理的要件であるかというのを意識することは非常に大事でありますし、新しい土地に行くと、土地カンのない場合でもそういう表示があれば避難の目安になると思います。そういったことから県におきましては、国のデータを再整理しまして市町村でもマップに使えるように、まずは標高データを整備する予定でございます。それぞれの表示に関しましては、施設の管理者がおりますが、そういったデータをお示ししまして活用できるように整備を進めていく予定です。

達田委員

できましたら、県有施設それから県道、県が管轄するところには率先して立てていくというように、ぜひしていただきたいんですけど、そういうお考えはないでしょうか。

百々道路整備課長

県管理道路ではまだ実施しておりませんが、現在、国土交通省におきまして道路の標柱等に海拔知～るという、知るとシールをかけた施策でございまして、これを試験的に実施しております。具体的には県内におきましては県庁前の横断歩道を渡ったところ、それから阿南の橋町、海陽町の3カ所で行っております、その効果等を今、評価しているところでございます。デザイン等が今後固まると思っておりますので、それを踏まえまして県としましても国と連携しながら今後、設置箇所等含めまして検討してまいりたいと考えております。

達田委員

川沿いの町では10キロも15キロも津波がさかのぼってきたということですので、海沿いだけじゃなしにそういうところにも立てていけるように、ぜひお願いしたいんです。もう一つは、そばに寄らなわからんというのは困りますので、車に乗っていても表示がわかるというような大きさもありますよね。ですからわかりやすい表示を随所につけられるようにお願いしたいと思います。

もう一つ、質問ではないんですが資料を探しておりましたら、湯河原町なんかでは海拔マップといいまして、津波浸水の想定とともに海拔の印がついているというようなものも出ております。ですからこれからつくる場合にこういうものも取り入れていただければ非常にありがたいということで、ぜひお願いいたします。

それと私は南相馬市というところに、ことし4回ほど行ってまいりました。主に仮設住宅を回らせていただいて、いろんな物資をお届けしたんですけど、福島県の場合は津波被害に加えて放射能の被害ということで家は無事であるにもかかわらず避難しなければならないということで、物すごくたくさんの方々が仮設住宅が必要で、11月13日の段階でも、きのう入居したんですけどか、あした入居するんですけど荷物を運ばれている状態なんです。徳島県の場合は幸いというか原発被害はありませんけど、大きな津波被害があった場合、特に都市部であった場合は多くの仮設住宅が必要になるかと思うんですが、東北の様子などを見ておりましたも非常に対応が遅いんですよね。今ごろようやく入居できた。4カ所も5カ所も転々として疲れ切っているという声もたくさん聞いたんですけど、もし徳島で津波被害があつて家が失われたという場合に、もちろん仮設が必要になるかもしれませんが、今、東北のほうでたくさんありますのが借り上げ住宅で、仮設よりむしろ借り上げ住宅のほうが多いような状況もあります。居住性からいえば、仮設は夏は暑くて冬は寒い。隣の部屋の話が丸聞こえ。水道から電気から全部せなあかんし、土地そのものを整備せなあかんということで、時間もたくさんかかっています。徳島県がもし被災した場合、住宅の確保という意味で、仮設はもちろんなんですけど、即入れるような借り上げ住宅の制度なんかも、制度がすぐ発足できて、空き部屋がすぐわかるような体制はできているでしょうか。

楠本南海地震防災課長

災害発生時の仮設住宅の確保でございますが、地域防災計画におきまして応急仮設住宅の確保、これは

まずプレハブ建築協会のほうと協定を巻いておりまして、本年10月9日には全国の自治体で初めて、全国木造建設事業協会とも締結しまして、木の仮設住宅の確保ということで、仮設住宅に関しましてはそういった確保を行いますとともに、地域防災計画では公営の住宅の情報でありますとか、発災した場合、宅建協会と速やかに情報提供を行うということになりまして、徳島県の地震防災行動計画におきまして、公営住宅につきましては住宅課のほうで把握するとともに、民間の空き住居の状況につきましては平成17年に徳島県宅地建物取引業協会と災害発生時における民間賃貸住宅の媒介に関する協定を締結しておりまして、民間賃貸住宅の情報提供や被災者の紹介を無報酬で行うというような内容の協定を結んでおります。

東日本大震災の場合、都市部で被害を受けまして、今回、借り上げも救助法の対象になりまして、今回は民間の借り上げもかなりのケースがあります。ただし、仮設住宅の問題もありますが、都市部であればまとまったものが確保できますが、地域特性によってはばらばらということもあります。地域の復興、維持のためにはまとまった、自治会単位とかの確保ができれば望ましいですので、現在の計画でもそういう活用ができるように、そのための情報提供ができるような体制というのも検討し、整備しておるところです。

達田委員

いち早く被災者の方が安心して生活に入れるというのが一番だと思うんです。まず避難所に行って、大勢の方が体育館などで生活されてましたね、初期の段階で。しかし、子供連れの方は子供がやかましいとか言われたり、病気がちの方はここではいられないということで、3月とか4月の段階で仕方なくアパートを探して、自分で入ったという方もかなりいたらしいんです。しかしその後、5月1日からは借り上げ住宅として県が家賃を払うという制度はできたんですけど、3月、4月の分は全部自分で負担して、いろんな電化製品なんかも自分で買いそろえたと。本当はそういう支援があったんだけど、それを受けることもなく、自分で後で請求してもだめと言われて、非常に苦しい中、そんな制度があるのを知らなかったという方もいたわけなんです。ですから徳島県でそういうことが起きた場合、被災者の方にこういう制度があるんですよと、まず情報提供するとともにいち早く住宅の提供ができるような体制を整えていただきたい。アパートがないところは仕方ないですけど、都市部でそういう住宅が活用できるという場合、いち早くそういうところに連絡して、まずあるものを活用する。そして不足が幾らかってわかって、そして仮設に移ると。その場合も地元産材を使って、地元の業者さんの手によってつくられると。大手に丸投げするということがないように、ぜひお願いしたいと思います。その点を最後にお聞きして終わります。

楠本南海地震防災課長

御質問の中にもありましたが、救助法におきましては、発災以降に被災者名義で契約したものでありまして、契約を県名義に変えた場合は対象になるようになっております。被災直後に被災者名義で賃貸したもので、契約の書きかえをした場合は救助法の対象になります。

それと仮設住宅に関しましては、事前に予定地の選定でありますとか、発災した場合に速やかに仮設住宅を建てるような協定を結んでおります。民間住宅につきましても協定を巻きまして、速やかに空き情報を提供等する体制を構築しておりますので、そういったことも日ごろから情報交換するなりで、備えていきたいと思っております。

岸本委員

総点検の結果ということで、続いてお聞きします。

そうしますと、耐震性能が31%の施設で不適合ということになって、今後の対応としては計画的な耐震化工事の実施となっておりますが、この31%を全部耐震化するとしたら、県費は幾らかかりますか。いつ終わりますか。

南委員長

県の施設でないものもあるから、それを踏まえて質問してください。

岸本委員

県の施設でないものがあると委員長が言われましたけど、県の施設でないものは幾ら、県の施設は幾らかかる、どこにどんな課題がある、どなたかお答えいただけますか。

(「1つも答えが返ってこん」と言う者あり)

この総点検の結果ということですけど、総点検していただいて今の課題が浮き彫りになっているというのはわかります。今後の対応はこの課題を直すと書いているわけですよ。マニュアルがないということであれば、マニュアルをつくりますと。しかし、いつまでということもなければ、工程表もない。もう少し高い次元で議論できるようにお願いしたいと要望しておきます。

そこで、付託委員会までに、地震津波減災対策検討委員会、これは東日本大震災があって、1年以内にやります、3年以内にやります、10年をめどにしますと、項目を出していますよね。その中で、まず1年以内にやると言ったこと、もう既に8カ月が過ぎています。あと4カ月しかないという中で、どこまでどう進捗しているのか、今はどこまで進んで、これからどうするのか。少なくともこれぐらいの資料を出していただいて検討したいと思いますので、付託委員会までに御用意をお願いします。要望で終わります。

河野危機管理部次長

岸本委員のほうから総点検の結果並びに中間取りまとめの、特に1年目についての進捗状況の御質問をいただきました。

検討委員会では、現在、330を超える対策が上がってございます。それで1年、3年、中長期という3つの時間軸に分けて取り組めるところから取り組んでいるというところでございまして、1年目につきましては、110を超える対策が上がっているところでございます。特に進捗は大事でございますので、各部局にお願いしましてその辺のチェックを今、行っているところでございます。委員、御指摘のとおり、取りまとめ後、御説明させていただきたいと思っております。100を超えますので、言葉では厳しいので、ある程度、文書、表にしてお示したいと思っております。御理解をお願いいたします。

庄野委員

徳島県震災対策推進条例検討委員会が開催されたということで、今後、深い議論がなされると思っております。

ど、この条例制定に当たっての基本的な考え方というのは、私たちにはもう説明していただいたんでしょうかね。もし、条例の基本的な考え方の文書があればいただきたいと思います。

楠本南海地震防災課長

今回の条例につきましては、三連動地震、大規模災害に県民、行政が一体となって対応するような条例にすると。それとやはり東日本大震災を受けまして、災害に強いまちづくりでありますとか土地利用のあり方も踏まえて、具体的な指針となるような条例を策定したいと考えております。条例に関しましては、本会議で知事のほうからも答弁させていただいておりますし、資料としましては検討委員会で県の骨子的なものを出させていただきます。その中でこれから検討委員さんの御意見でありますとか、議会の御議論も踏まえ、条例を固めていくという流れです。

庄野委員

検討委員会で配られた基本的な考え方の資料があれば、後ほどいただきたいと思います。

河野危機管理部次長

検討委員会で背景とか条例の必要性とか、今回のポイント、特色をワンペーパーにまとめて提示した資料がございますので、お届けしたいと思います。

中山委員

羽ノ浦に陸上自衛隊の基地が建設中であります。既に小松島の和田島に海上自衛隊の施設があります。ちょっと、陸上自衛隊と海上自衛隊とがうまく連携していないと聞いたんですけど、もし小松島や阿南で何か起きたとき、近くに陸自、海自がありますが、県というのはまずどこに依頼するんでしょうか。

出口南海地震防災課企画幹

災害派遣について県がどこに依頼をするかという御質問と思いますが、これは自衛隊のほうに災害派遣の要請を受けられる人ということで規定がございます。徳島県で行う場合は県内にあります徳島教育航空群司令、それから小松島の和田島にあります第24航空隊司令に行うことができます。それから陸上自衛隊につきましては県内に14飛行隊というのがあるんですけど、こちらのほうは災害派遣の要請を受ける権限がございませんので、直接行うことができますのは、香川県善通寺市にあります第14旅団長ということになります。

中山委員

せっかく羽ノ浦の近いところにあっても、なかなか来てもらえないということなんでしょうか。

出口南海地震防災課企画官

羽ノ浦に駐屯地ができた場合、陸上自衛隊の規定によりまして駐屯地司令を務める部隊長が災害派遣の

要請を受けることができることになっております。羽ノ浦につきましては現在のところ駐屯地になる予定ですので、駐屯地ができれば駐屯地司令が要請を受けることができます。

中山委員

できれば近いところで、交錯しないようにうまく連携がとれるように、その辺の調整をしていただきたいと思えます。

もう一点、避難場所の設定を各地域でされていると思うんですが、そこに行くアクセス道の問題で、当然、徳島県というのは水資源が豊富で川が多いんですが、やはり橋を通らなくちゃいけないということになって、例えば、赤石町の勢合大橋はかなり老朽化している状態が見受けられます。徳島のゼロ予算事業で、とくしま“トクトク”事業の中で自らおこなう橋梁点検事業というのがあると思うんですが、その辺の進捗状況っていうのは今どのようになっているんでしょうか。

百々道路整備課長

自らおこなう橋梁点検事業の進捗ということで御質問をいただきました。これにつきましては、橋梁の長寿命化計画の一環で行っているものでございまして、15メートル以上の橋梁につきましては現在、対象が県管理で約660橋ほど。それにつきましては現在すべての点検を終え、長寿命化計画を策定し、その計画に基づいて対策を実施しているところでございます。先ほど委員のお話にありました徳島小松島線の避難ルートになります勢合橋につきましては4橋ほどありまして、15メートル未満の橋梁ということで現在、長寿命化計画の対象とはなっておりません。15メートル未満の橋梁につきましても、災害時には非常に重要なものでございまして、それらについても点検が必要ということで今年度の新規事業で、ゼロ予算事業で県職員みずから点検を行うということで進めております。現在の進捗でございますが、9月末現在で約180橋について点検を実施したところでございます。

中山委員

その15メートル以上はすべて点検が終わっていて、15メートル未満は180橋終わっているということなんですが、結果はどうなっていますか。すぐにも耐震化が必要なものはありますか。

百々道路整備課長

ただいま申しましたのは長寿命化計画ということで、橋梁の劣化等を対象にして行うものでございます。耐震化についてはまた別途、耐震化事業を進めております。耐震化については緊急輸送道路の中で計画的に、15メートル以上の204橋を対象としておりまして、それについては24年度までにすべて完成するというように進めております。勢合橋につきましてはこれまでに点検をしております、要対策箇所ということで順次進めることとしております。点検結果は取りまとめ中でございまして、180橋のうち、どこが要対策かというのはまとまっておりません。

中山委員

有事のときに橋が落ちたりしたら孤立化する地域が出てくると思いますので、引き続き精査していただいて対処のほどお願いいたします。終わります。

西沢副委員長

いろいろあるんですけどその前に、防災無線で屋外にスピーカーを設置しているものがありますよね。それから家の中に子機みたいなのを設置しているものもありますよね。これは電源が切れてもいけるのには違いありませんよね、防災無線だから。ちょっと確認だけ。

近藤危機管理政策課長

防災無線についての御質問でございます。県と市町村を結ぶ防災行政無線でございますけれども、これにつきましては電源が切れても非常用電源を備えておりまして、初動態勢を構築する上でこれを動かして対応するようになっております。

(「その他、各市町村は」と言う者あり)

各市町村の防災行政無線につきましても最低限動かせるような発電機を備えておりまして、例えば、短いものでも7時間、長いものと四、五日はもつような形で対応ができております。

西沢副委員長

町が設置している屋外の防災無線と各家庭の子機ですね、その両方とも電気が切れても多少はいけるんですね。

近藤危機管理政策課長

各戸に設置している部分につきましては非常に難しい。各戸に電源が通って初めて機能するようなものと認識しております。

西沢副委員長

ということは、電源がなかったらだめだということですか。電池は入っていないんですか、その子機は。

近藤危機管理政策課長

申しわけありません。電池式の分がございまして、それについては対応できるということでございます。

西沢副委員長

もう一遍、確認です。市町村のやつはすべて電池が入っていて、外部の電源が切れてもいけるという形になっておりますね。

楠本南海地震防災課長

個別の受信機につきましては電池式またはバッテリー式になっております。

西沢副委員長

防災無線ですから、それがなかったら意味がないので、そんなことをちょっと聞いたような気がしましたので、まあ、ないようですね。

それから先ほどの震災対策推進条例の進みぐあいというか、決定までの過程なんですけど、この防災対策特別委員会の意見のやりとりというのは、どういうふうに反映してくれるんでしょうか。例えば、条例の検討委員会の中で肅々と決められていって、ここの意見がどれだけ反映できるのか、私も過程がわからなくて教えてください。

河野危機管理部次長

条例のスケジュールでございますが、先日 16 日に第 1 回目の検討委員会を開催したところでございまして、骨組的なところを委員の皆さんにお示したところでございます。今後は前回の意見を踏まえまして、少し肉づけをした素案を現在、検討しているところでございます。その素案をまとめられるのが大体 2 月議会までにはまとめられるのかなという状況でございまして、2 月の委員会には素案としてお示して御議論いただければと思っております。

西沢副委員長

素案がまとまってきてから変えることは可能なんですか。これはちょっとほかのことなんですけど、私はある条例で、根本的な趣旨の部分に意見を言ったことがありまして、大問題になったんです。そのときは私の主張は表に出さずに、裏の部分で予備的に書いていただきましたけどね。でもそういうふうに肅々と進んで、案が出てきた時点で根本からおかしいという場合、なかなかこれはその検討委員会のこともあって、変えられないんじゃないですか。だから私が言いたいのは、中途的に方針の報告があったりすることが必要なんではないかということです。私たちの意見が反映できるように、もうでき上がっていて反映できないということじゃなく、反映できるように考えてほしいと思います。今までにそういうことがあったので、そう思うんですけどね。

河野危機管理部次長

御指摘のとおり、議会を初めとして、土地の利用規制などございますので慎重な対応をしていきたいと考えておりまして、まずは先日の検討委員会で委員の皆様にお配りしました資料を改めて御配付させていただきたいと思っております。よろしく願いいたします。

西沢副委員長

そうですね。まず情報をこの委員会の委員の方にも知っていただいて、その中で意見ができるように対応してもらいたいと思います。

それから、これ今ちょっと調べてもらったんですが、平成 17 年 2 月定例会のときに、津波の浸水高さとかを

電柱に張ると言うことが始まりかけました。そのときに本当は国で統一してほしかったんですけど、まずは県統一のシールを電柱とかに張ったらどうですかと話しました。もう一遍、よく見ますと答えはよくわかりません。そういうことでの答えを言っているのかよくわかりませんが、今度、シミュレーションをやり直しますよね。その中で津波の高さのシミュレーションも当然変わってくる。海拔の表示のやり方も見直さなきゃいけない。まず県で統一していただいて、やはりこれは全国どこに行っても同じようなやり方というのが本当は必要だろうと思いますので、国のほうにもそういう提案をしてほしいですね。全国统一のやり方とすると、そうするとどこに行っても、緑色だったら、ああここは何メートルとか、ぱっと見てわかりますよね。近くまで行って、字を見なきゃわからんような状態では、逃げるにも逃げにくいし、ぱっと見てわかるようにやってほしい。だからまずは県が率先してやって、それから国に提言してほしいと思いますがどうですかね。やってるんですかね。

(「そんなん見たことない」と言う者あり)

(「もう個別にやってしまつとるな」と言う者あり)

(「だからこれからやり直すのに統一せなあかん」と言う者あり)

(「付託までに検討してもらえ。答えられるわけがない」と言う者あり)

それじゃあ、まず相談していただいて付託委員会のときにまた答えていただきたい。でも本当はこれぐらい簡単に答えてくださいよ。国がどうあろうとも、国に提言するのは自由でしょう。それで県で統一するんは、市町村にこれぐらいは県が力を持って言ってください。一緒にやらんかということで方向を決めて、このぐらいの主導権は県が持たんといかんと思います。まあ、付託委員会までに市町村の話も聞いて、ひとつよろしく願いたいします。

それともう最後に、これはどうなんですかね。水門とか樋門の耐震化ということで、本当の話、ずっと前から疑問だったんですけど、水門の昇降機のワイヤーでつり上げる分はいいんですけど、歯車でずっと縦にやって、だんだん上がっていくやり方、ああいうのが多いですよ。あれ物すごく細いですよ。これは地震で耐えられるのか、私の中ではずっと昔から懸念材料なんです。それで水門の耐震化というのは何を意味するのか。要するに水門、樋門の耐震というのは、ちゃんと地震のときでも、津波が来ても、負けずに上がっていくのか。そういうのが地震に対する水門の機能を維持することだと思うんですが、この水門の耐震化というのはどうやって決まってるんですか。

元木港湾空港課長

西沢副委員長のほうから水門等の耐震化について御質問がございました。耐震の部分でございますが、従来から地震に対しては阪神大震災を受けまして、通常施設が維持できる間に来るであろう地震でやるやり方と、耐震性を持たしたもっと大きな地震での対応を考えておりますが、一般的に水門につきましては施設レベル1ぐらいの水準になっておりますので、すべての施設がきちんと大きな地震まで耐えられるものにはなっていないのかなと考えております。

西沢副委員長

済みません。もう一遍きちんと行ってください。レベル1っていう意味がわかりませんし、要するに今までのやり方はどれぐらいの地震まで水門の機能が維持できるのか、どのぐらいの計算、設計だったんですか。そ

これは場所によって大きい地震、小さい地震の想定がありますけど、東海、東南海は言いません、南海地震に限ったらくれくらいのを想定して今までやってたんですか。それが今もし見直されているんだったら、どういふふうに見直ししようとしているんですか。

秋月河川整備課長

水門、樋門の耐震についてなんですけど、先ほど言いましたようにレベル1、レベル2という対応があります。それでレベル1につきましては、いわゆる施設の供用期間中、コンクリート、ほかの資材でも当然耐用年数があります。大体コンクリートで50年とかそういう大ざっぱなものがありますが、その樋門の供用期間中に発生する確率が高い地震動をレベル1の地震動というふうに定義しております。通常の構造物はこのレベル1ということでの耐震性能を持っていると。震度でいいますと震度5ぐらいを想定していいかと思います。もう少しレベルの高い耐震対策ということで、レベル2の地震動というのに対応していこうと。このレベル2につきましては、供用期間中には発生確率は小さいけれど、大きな地震ということで、例えばプレート境界型の大地震、いわゆる東南海、南海地震のような地震に対する、内陸の直下型、兵庫県南部地震のような大きな地震に対応していこうということで、ごくごく大ざっぱに言って、震度では6ぐらいを想定した、レベル1より大きい地震を想定した耐震対策ということで、施設構造を決めていこうということになっております。

西沢副委員長

よくわからない答弁だった。結局は今までは震度5ぐらいの地震を想定した水門の設計だったと。それを今、震度6以上でもいけるように見直しを図っている最中ということでしょうか。

秋月河川整備課長

そういうことでございます。

西沢副委員長

わかりました。ということは今までつくられてきた水門は、例えば海部郡のほうでも全部アウトだと。地震動に関しましては震度6、6強だったらまず難しいという判断でいいんですね。

秋月河川整備課長

実は構造物というのは経験則のようなものがありまして、震度5ですべての構造物がアウトになるかという、それはないだろうと思っております。構造物の中でも安全率というようなことで考えている部分もありますので。ただ、設計上はそのぐらいの震度での設計をしておるということでございます。

西沢副委員長

これからは震度6前後ぐらいのことを想定して、要するに現場に合わせて強度を考えていくということになると、やりかえなあかんですよ。先ほどありました総点検の結果は今までのシミュレーションの中でのもので

しょう。それでも県南で震度5っていうシミュレーションはなかったと思いますけど、6弱かな。ということは今までのシミュレーションでももたないだろうと、設計上はそういうことなのかな。そういうことですか。

秋月河川整備課長

設計上はそういうことになります。

西沢副委員長

津波だけでなく、地震のシミュレーションは大分前にできましたよね。見直しもあったかもしれませんが、そんな中で、もたないだろうという設計の中で今、水門、樋門の強度の見直し、特に昇降機の強度の見直しというのは考えてこなかったんですかね。そういうのは聞いたことないんですけど。やってこなかったんですかね。

秋月河川整備課長

例で申しますと、河川の例なんですけど飯尾川のほうで、飯尾川第2樋門というのがありますけど、これは一応レベル2ということで、ことし完成しております。最近のものはそういうふうにやりつつあるんですが、過去の分についてはなかなか大きな地震動に対応できる設計にはなっていないというのが現状でございます。

西沢副委員長

もう一つ言います、きつい話を。その中で各消防団、市町村は水門、樋門を閉めるということでしたよね。これはほとんどが機能しないであろう中で、閉めに行きなさいという話だったんですか。

元木港湾空港課長

陸閘、樋門の閉鎖のことですが、陸閘、樋門の閉鎖につきましては操作人の方の陸閘、樋門へ到達する時間と操作時間、それとある程度の余裕時間を見た中で対応をさせていただいておまして、特に県南部で津波の到達が早いところにつきましては、今回の東日本大震災でたくさんの方が操作作業の中で亡くなられたことを踏まえ、やはり避難を優先していただくという部分はあり得る。操作作業に移れないというのは実体的な現場の中ではあるものと考えております。

西沢副委員長

これからのことじゃなくて、今までのやり方ということではあるんですけど、今までのやり方は閉めに行きなさいということが中心だったですよ。だれが閉めに行くのかと。近くの人をお願いしたり、消防団をお願いしたり、役場の方が閉めに行ったり、それぞれやり方があるでしょうけど、まず閉めに行くのに時間がなかったら仕方ないけど、閉められるところは閉めに行くということが大前提だったと思うんです。

でもさっきの話によると、ほとんど設計上は無理ですよというのであれば、何でこんなことに決まったのか不思議に思ってしまう。今までのことは仕方ないとしても、直すべきは直すと。これ、多分この中に出てるんですかね。公共土木施設の海岸施設、この中で点検するものの中ではどうなってるんですかね。水門、

樋門は耐震的にいけるかどうかは、どういう決め方をしているんですか。ただ単に崩れないということだけなんですか。それとも機能するかしないかということなんですか。

元木港湾空港課長

今回の総点検におきまして、水門、樋門の状況でございますが、実際の操作につきまして操作の方がどのくらいの距離を離れているか、それから実際の操作時間がどうであるかということで、すべての樋門について確認させていただいたところでありまして、樋門、水門等については6月議会で補正予算もいただいておりますので、できるだけ統合化して廃止するとか、常時閉鎖するとか、そういう対応をとっていくようお願いしていきたいと思っております。

西沢副委員長

これ以上言いませんけど、やはりそういう担当の方は、いいか悪いかわかっていたはずですから、つくったときは地震のことを大きく取り上げんでつくったと思うんですよ。でもそれをいつまでも置いとくんじゃなくて、国に対しても設計を見直すということは早期に声を上げて、直すべきところから直していくことが必要だったんじゃないかと思うんです。昔の設計でやったやつは、どこも直してないでしょう。全国的ですよ、多分。全国でそういうことを見直しされてないんじゃないかなと思うんです。そういうところが問題なんじゃないかと思うんですよ。これだけに限らず、担当者の方が不備を感じる場所は、早急に国に対しても声を上げてほしいと思います。これで終わります。

南委員長

以上で質疑を終わります。

先ほど、川端委員から話のありました、環境部局の方への出席に関しましては、この部屋の大きさのこともありますし、現在は環境対策特別委員会が同時に開催していることもあって、理事者の方にはまた相談させていただきたいと思っております。そういう形でまたよろしく願います。

これをもって防災対策特別委員会を閉会いたします。(12時23分)